

保護者の皆様へ

大山崎町役場福祉課

保育園等の登園自粛依頼期間の終了について

平素は、町保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、1月27日から京都府が「まん延防止等重点措置」の措置区域に指定されているなか、国から京都府の「まん延防止等重点措置」の期間を延長することが示されたところですが、現在、町内の保育所等における感染状況におきましては、児童又は職員の陽性者の数が減少傾向にあることから、保護者の皆様へこの間依頼しておりました保育所等の登園自粛の期間につきましては、3月6日をもって終了することとし、延期しないこととしましたのでお知らせいたします。

これにより3月7日以降につきましては、登園を自粛いただいた日数に伴う保育料及び副食費の減額は実施いたしませんのでご承知おきください。

(ただし、町内の保育所等において、感染が拡大した場合には、再度登園自粛を依頼する場合がございます。)

また今後におきまして、新型コロナウイルス感染症は、いわゆるステルスオミクロン株の感染拡大が懸念されており、依然として予断を許さない状況が続いておりますので、保護者の皆様におかれましては、引き続き、下記の内容にご留意いただくとともに、各家庭において入念な感染防止策を講じていただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 登園にあたり、児童に発熱や風邪等の症状が認められるなど体調不良時には、利用はお控えいただき、かかりつけ医もしくは「きょうと新型コロナ医療相談センター」（電話：075-414-5487 ※365日24時間対応）に電話でご相談ください。また、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善するまでは、保育園に登園する兄弟姉妹を含め保育園等の利用はお控えください。
2. 児童またはその同居者の罹患が確認された場合や、児童またはその同居者が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合は、当該児童の保育園等の利用はお控えください。
3. 児童またはその同居者が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合やPCR検査を受けることとなった場合は、速やかに利用されている保育園等へご連絡ください。
4. 児童の登園、降園に際して、送迎時は、会話を避けて最小限の人数となるよう心掛けてください。
5. 保育所への送迎時は、必ず玄関口に設置するアルコールで手指の消毒を忘れずに行ってください。